

8月28日-29日 札幌市を以下の内容の調査で訪問してきました。

1 議員提案の政策条例について

取組状況と課題

1、[議会の権能強化]と[議員活動の成果の可視化] のために行ってきた。

[第0段階] 担当課を交えた検討、学習会

いかに実効性を担保するかを検討、議員自身の手により、政策課題の解決と条例化の立案、実現を目指す 政策を立案するのは議員であり、議員こそ主役 → 議論の進行や決断は議員自身、事務局は議員の立案に向けた思いを受け止め、裏方に徹し、一連の作業の補助 → 議員が円滑な議論や的確な判断ができるよう環境を整備

[第1段階] 施策の具体化・明確化

地域でどんな課題があるか、どんな地域に課題があるのか明確して、どんな施策が可能か 政策目標を定め、その達成のための手段を考察

[第2段階] 担当課を交えた勉強会の開催 (これが札幌市の最大の特徴！)

事務局としては現実的に可能なのか 勉強会をコーディネート

[第3段階] 有識者や関係団体等との意見交換、市民意見の聴取等の実施

事務局が関係団体の選定などの補助

「ここまでで、ほぼ8割が完成、残り2割は以下」

[第4段階] 条例案の作成と内容固め

どんなものを作るのか 法制担当課からの知恵を集め 練り上げる
他の条例との整合を検討

[第5段階] 上程後の議会運営とマスコミ対応

想定問答の検討、会派間調整 など 市長への提案 最後のセレモニー

いかに実効性を担保するか 「絵に描いたもち」にしない

2、過去に成立した6本の議員提案政策条例（基本条例を除いて）

- ① 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（平成16年12月14日可決）（これのみ賛成多数 全会一致にならず）

以下は、全議員提案，全会一致

- ② 札幌市住宅耐震化促進条例（平成18年2月21日可決）
- ③ 札幌市文化芸術振興条例（平成19年3月7日可決）
- ④ 札幌市住宅耐震化促進条例の一部を改正する条例（平成21年2月12日可決）
- ⑤ 札幌市環境負荷の低減等のための住宅リフォームの促進に関する条例（平成21年11月26日可決）
- ⑥ 映像の力により世界が憧れるまちさっぽろを実現するための条例（平成26年5月30日可決）

この中で、私として注目したのは、

以下 ②札幌市住宅耐震化促進条例と ⑤札幌市環境負荷の低減等のための住宅リフォームの促進に関する条例（平成21年11月26日可決）です。

●札幌市住宅耐震化促進条例（H18年2月21日可決）

条例制定の背景：

阪神淡路大震災では、死亡者数全体の約8割が家屋倒壊によるものであり、（その時点で11万戸）その被害は、昭和56年6月の建築基準法改正前に建てられた木造住宅に集中していた。札幌市においても、建築基準法改正前に建てられた耐震性が不十分な戸建住宅が約11万戸あり、震災時の危険性が危惧される一方で、住宅の耐震化に係る施策が不十分であった。

議員間で、防災プロジェクトを形成して取り組む（議員の中に建築関係出身者がいた。）勉強会 12回 アンケート720人から取った。市内建築関係者団体とも意見交換を行う。

条例の特徴：

市に耐震化についての計画の策定を義務付けた。

市に耐震化の実施に係る助成など必要な支援を行うよう努力義務を課した。

市に建築に関する団体や建築士との連携協力体制の整備を図るよう努力義務を課した。

具体的な施策：

木造住宅の耐震診断補助制度の開始（H17年当時は先駆け）

最初は耐震診断が1/3の補助からはじめる。平成22年度から耐震設計、耐震改修工事への補助拡大。H28年度以降現在は診断無料

設計改修合わせて上限100万円

耐震改修工事費が125万円未満の場合、補助額は耐震改修工事費の8割。

現在の予算規模は2000万 H29年度実績 診断339 設計6件 改修工事4件

対象住宅(平成30年度)：

札幌市内にある木造の戸建住宅、共同住宅、長屋

昭和56年5月31日以前に、在来軸組工法で建築又は着工されたもの

地上階数が3以下で、木造部分の階数が2以下のもの

住宅部分の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの

●札幌市住宅耐震化促進条例の一部を改正する条例（H21年2月12日可決）

条例制定の背景：

平成19年12月には「札幌市耐震改修促進計画」が策定され、平成15年段階で80%程度であった市内建築物の耐震化率を平成27年までに90%まで引き上げるとの目標が示されるなど、住宅の耐震化に関しこれまで以上に実効性のある取り組みの実施が求められていた。

具体的な施策：

対象を「戸建住宅」のみから「共同住宅を含めた市内全ての家屋」へ拡大

その結果 耐震化率はH27年度末現在 92.1% （全国的な目標は 90%）

松本市も目標は、90%であるが、現在 % である

●札幌市環境負荷の低減等のための住宅リフォームの促進に関する条例

自民、民主、公明所属の8名の議員からなる「エコ・リフォームプロジェクト」を形成、全議員が提出者となり全会一致で成立（平成21年11月26日可決）

条例制定の背景：

高齢化の進行により、高齢者のみの世帯が増加するなど、住まいや家族のあり方が多様化しているごに加え、札幌市では、全国に比べて家庭における燃料の消費割合が高

く、家庭部門における二酸化炭素排出量の削減が緊急の課題となっているため、これらの社会的課題に対応し、かつ、依然として厳しい市内産業への景気刺激策としても一定の効果が見込める施策が求められていた。

条例の特徴：

- 市に住宅リフォームの促進についての計画の策定を義務付けた。
- 市に住宅リフォームの助成制度の創設を求め、助成制度の実施にあたっては、市内産業の活性化に資するよう、市内業者に配慮するなど必要な措置を講ずるものとした。
各部局にまたがる住宅関係の施策について、市民への情報提供の一元化を図る体制整備を求めた。

具体的な施策：

住宅エコリフォーム補助制度の開始

補助金額(平成 30 年度)

総工事費(税抜)の 10%以内または一戸当たり 50 万円のいずれか少ない額を限度に補助対象工事ごとに市が定める補助金額の合計

対象工事(平成 30 年度)：

省エネ・バリアフリー改修工事

- ① 浴室の全面改良
- ② 便所の改良・増設
- ③ 階段の改良
- ④ 段差の解消
- ⑤ 廊下の拡幅
- ⑥ 手すりの設置
- ⑦ 出入り口の戸の改良
- ⑧ 玄関前スロープの設置
- ⑨ 窓の断熱改修
- ⑩ 床、屋根文は天井、外壁全体の断熱改修

※総工事費(税抜)が 30 万円以上の工事で、かつ補助金額が 3 万円以上になる工事が対象

考察)

議会としての積極的な条例提案は、松本市の議会でも学ぶところ多し。

2 議員海外視察の実施について

結論から言うと、議員に支給される政務活動費による海外視察を認めている。そして、その政務活動費による海外視察は、必要に応じて議員個人又は会派として実施する。尚、そのほかに要綱（以下の文書）に定めている議員海外視察は市議会として実施するもの。

議員海外視察実施要綱

（平成 28 年 1 月 18 日議長決裁）

本市は、北方圏ならではの豊かな自然の恵みや文化などの資源を基盤として、一人ひとりの創造性を生かした先進的な取組とともに、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として発展を遂げてきた。

また、今日、環境・エネルギー問題に加え、人口減少社会の到来や外国人観光客の増加など、グローバル化のさらなる進展に伴い、本市はこれまでに体験したことのない社会経済状況に身を置こうとしている。

先に本市は、このような幾多の困難を克服していく誇り高き市民力を育成し、札幌のひいては北海道の未来を切り拓いていくために、2026 年冬季オリンピック・パラリンピックの招致を決定した。

札幌を取り巻く諸課題に対応していくとともに、将来を見据えた確かなまちづくり戦略を広く展開していくためには、圏内のみならず海外の先進事例に学ぶことも重要である。

このような観点から、議員は海外諸都市における地方自治の実態や行政施策を調査し、将来にわたって活力と魅力に満ち、世界が憧れる札幌のまちづくりに資するため、海外視察を実施する。

記

（視察議員）

1 今任期における海外視察は、全議員を対象とする。

（視察形態）

2 海外視察は、次に掲げる形態により実施するものとする。

（1）複数会派（会派無所属を含む）により視察団を編制

（2）本市議会の関係団体が主催する視察に参加

（視察団編製の要件）

3 前項(1)に基づき視察団を編制する場合は、次のとおりとする。

（1）参加者は全議員から募集する。

（2）調査内容、視察先、視察日程等については、担当会派を決め、関係会派で協議する。

(3)前号の協議にあたっては、市政への反映の観点から十分な検討を行うものとする。

また、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取するものとする。

(視察手続)

4 視察をしようとする者は、「海外視察計画書」(様式)のほか、見積書等必要書類を会長・団長会議に提出し、議長の承認を得るものとする。

(海外視察計画の公表)

5 議長は、海外視察の実施を決定した後、速やかに「海外視察計画書」を市議会ホームページに掲載する。

(旅費等)

6 旅費の支給にあたっては、札幌市職員等の旅費に関する条例及び規則等を準用し、支給額は80万円を上限とする。

議員は、効率的な視察計画の策定に努め、旅費等の節減に努めるものとする。

(報告書の提出)

7 議員は、海外視察終了後、「海外視察報告書」をすみやかに議長に提出する。

(報告書等の公開)

8 議長は、今後の市政の進展に資することを目的として、議会図書室に設置する視察コーナーにおいて、「海外視察報告書」及び海外視察で得た資料を公開するとともに、「海外視察報告書」を市議会ホームページに掲載する。

(市民への報告)

9 議員は、海外視察で得た見聞をできるだけ多くの機会をつくって市民に報告する。

視察後の取り組み

(1) 視察結果の施策での反映方法

政策立案の検討や議会での質問などで反映されている。

例)平成29年度に行った海外視察結果については、平成30年度第二固定例市議会、第一回定例市議会の代表質問にて活用された。

(2) 結果報告の方法と課題

「海外視察報告書」を従来の議会図書室での公開に加え、市議会ホームページにて公開している。

また、従来の「海外視察申出書」を「海外視察計画書」に改め、視察目的のほか、本市の課題や調査項目、施設等を記載し、市議会ホームページに公開することとしている。

考察) 札幌市は、政令指定都市、議員定数68人

議員報酬は、

議長 月額 104万円 副議長 月額 95万円 議員 月額 86万円

政務活動費は、月額40万円、(年間480万)

議員報酬が高額の中、さらに政務活動費の額も多額の中で、財政的には海外視察は、十分に可能だということが分かる。

松本市は、政務活動費を使つての海外視察は認めてこなかったが、ここに来て容認する方向。今回の視察もそのことが背景にある。私たち会派は賛成できない態度を一貫してとってきた。

懸念材料は、政務活動費を使つての海外視察を認めることになると、現在の松本市の政務活動費（一人当たり年間25万円）では、不足することが考えられる。

結果として引き上げにつながりかねない懸念がある。

3 議会施設について

(ア)円滑な議事運営のための機能等(議会施設の視察を含めて)

(イ)議会施設に関する現状の課題と今後の対応

- 1、本会議場の各議員席には、折りたたみ式のヘルメットが配備されていた。
- 0、議会の傍聴者が議論を聞きやすくするために、傍聴席にイヤホンの入力端子があり、直接音声を聞くことができるようになっている。(4席)
尚、他の傍聴席には、フラットループシステム(磁気誘導ループ方式 補聴器の誘導コイルと直接磁気結合)が設置されているとの事。(27席)

4 最後に、

改めて、条例制定についての積極性は学ぶところが多かった。

当日示された札幌市議会議会事務局調査課からの資料によれば、平成20年度からH29年度までの政令指定市の議員発議による政策条例の成立状況では、札幌市は4つとなっているが、他の都市では、横浜市がトップで15、続いてさいたま市が13、名古屋市が12の順で並んでいる。

松本市は、意見書などの議案提出の実績はあるが、政策条例は、いまだに0である。

尚、議場等での「反問権」については、議会基本条例の中に、「議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問に対して質問趣旨の確認等のため反問することができる。」とだけ、記されている。